

令和元年度第4回秋田県環境影響評価審査会議事録

1. 日 時 令和元年11月14日(木)午後1時30分から
2. 場 所 ルポールみずほ 3階 ねむ
3. 出席委員 及川洋委員(会長)、菊地英治委員、曾根千晴委員、高根昭一委員、高橋一郎委員、成田憲二委員、増田周平委員、渋谷和治専門委員
4. 議 事 諮問第5号
(仮称)八竜風力発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書について
諮問第6号
(仮称)秋田洋上風力発電事業 環境影響評価方法書について
5. 議事の概要 知事より諮問された案件について審議し、その結果を知事に答申することとした。

(1) 諮問第5号。(仮称)八竜風力発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書について

- | | |
|-----|--|
| 委員 | 配慮書の概要に対して、何か気付いた点があったら願います。 |
| 委員 | 更新計画にあたって建てようと考えている風力発電機の諸元について、発電所の総出力28MWから36MWの出力範囲の中で、最大12基設置することになっているが、仮に、新設で4.2MWの風力発電設備を12基設置する場合は、合計出力が50.4MWになる。そのような場合も考えられるのか。 |
| 事業者 | 今回の計画では、3MWから4MWの風車を選定する予定である。発電所の出力は、記載のとおり28MWから36MWを想定しているため、基数については、仮に3MWの風車だと12基、4MWの風車だと9基と検討している。そのため、4MWクラスを12基というのは、今のところは考えていない。 |
| 委員 | 配慮書には、「今後、風車の単機出力及び基数を決定するが、合計出力が最大出力を上回る場合は、連系点で最大出力を下回るよう出力制限を行う。」と記載があるため、発電所の出力以上の風力発電設備が建つ可能性は、ゼロではないということか。 |
| 事業者 | これから電力会社と連系量の協議をする予定である。発電所の出力について、今想定しているのが36MWということで、協議をしようと考えている。 |
| 委員 | 建てた風力発電設備の合計の出力が、36MWを超える可能性はあるのか。 |

事業者 今のところ、36MW以上の計画はない。最大で36MWを考えている。

委員 電力会社との協議で、連系量が36MW以下になった場合には、風力発電設備の合計の出力が、連系量を超えることもあり得るのか。このことについて、事務局との事前の質疑応答では、連系量以上の風力発電設備を建てる可能性があるかと解釈できるが、いかがか。

事業者 現状では36MWが最大と考えている。電力会社との系統連系申請アクセスが開始した時点で細かいところは協議したいと思うが、現状では36MWが最大と考えている。

委員 もしそれが認められず、連系量が減ってしまった場合は、風力発電設備で発電できる量が、連系量よりも多くなるため、出力制限をする可能性はあるのか。

事業者 そのような場合において、4MWを9基建てた場合は、4MWの単基の出力制限をして、合計出力を下げる運用をすることになると考える。

委員 電力会社と契約する出力が決まるのは、風力発電設備の基数が決まる後なのか。

事業者 先に繋げられる容量を決め、その後に基数を決定する。

委員 その手順で決めたとしても、出力制限をする可能性はあるのか。

事業者 単基の風車としては、出力制限をする可能性がある。

委員 単基とはどのようなことか。

事業者 1基の風力発電機としては、出力制限をする可能性がある。4MWを9基だと36MWになるが、仮に電力会社への接続が32MWだとすると、9基を設置して出力制限をすることになる。

委員 32MWであれば、4MWを8基でよいのではないか。例えば、33MWまでの接続が認められたのであれば、8基では1MW分足りないため、9基建てて、出力制限をすると理解すればよいか。

事業者 その理解で結構である。

委員 通常は発電施設の容量を多く設定し、出力制限をして、予定の36MW以上は発電しないのが一般的だと思う。事業者の回答は「作った容量をそのまま出力する」ということか。

委員 はみ出る分があるとしても、それは単基の出力を超えない、つまり、1基分の出力を制限すればよいところであり、接続できる量の倍の出力の設備を建てることはなく、少なくとも1基分くらいの出力制限を考えているということだと解釈した。

委員 目的の1つに、地元の雇用を創出すると記載されている。秋田県にとっては有難いことで、是非実施していただきたいと思っているが、その内容は何か。現在、6名を雇用しているようだが、全て正社員としての雇用なのか。

事業者 正社員と、1名は派遣社員で秋田出身の方である。

委員 6名の平均年齢は何歳くらいか。

事業者 所長は60歳を超えているが、所長を除くと平均年齢は30歳くらいである。

委員 これからも、是非、秋田県の若者に雇用の場の提供をお願いします。

事業者 はい。

委員 続いて、事業者が説明したことに対して、各論に入る。計画段階配慮事項の選定、非選定の表に従って確認したいと思う。まず、騒音・低周波音に関して、何か気付いた点はあるか。

委員 事務局との事前の質疑応答の中で、既設の風力発電設備から出ている騒音について、測定しているとの記載がある。特定の風車を動かしたり止めたりして、騒音レベルがどのように変わるか測っているようである。まず聞きたいのは、これから採用する風力発電設備のパワーレベル等のいろいろなデータがメーカーにあると思うが、既設のものとは比べて、騒音の点で違うものを採用する考えなのか、あるいは、あまり変わらないものを採用する考えなのか。測って見ないと本当はわからないが、あまり変わらないものを採用するのであ

れば、現状の測定結果に対してもあまり違わないだろうなどの予測ができると思うが、現時点での考えはいかがか。

事業者 騒音については、風車メーカーとそこまでの話ができていないため、これから検討する。

委員 既設の風車周辺の騒音を測っているが、ほかのところでも測定しているのか。

事業者 弊社として、千葉県銚子市、秋田県三種町、石川県輪島市の3カ所で事業をしているが、事後調査は2カ所で実施している。

委員 他事業者が管理しているところではどうか。

事業者 そこまでは把握していない。

委員 重要な地形及び地質の地形改変について伺う。現在18基の風力発電施設が建てられている場所は、水際の砂丘地である。例えば、テトラポットなどを置いた場合、それだけで海岸線が変化するのは今までも多く見ているところだが、今まで数十年、この18基の風力発電施設が稼働して、地形全体に変化はあったのか。

事業者 既設の風力発電所は、海の中に特別大きな構造物を置く事業ではないため、海流や潮流にはほとんど影響を及ぼさないとと思う。そのため、地形改変等はほぼないと思っている。

委員 配慮書の写真を見れば、どこに建てられているかという環境はおおよそ察することができる。砂丘地は動いているため、何か構造物等があった場合には、それに向かって変化が生じるのが常識的なことである。今まで風力発電機が建てられて、そういった地形の変化はなかったのか。

事業者 風車に沿って、道路が平行にあるため、風で道路に砂が溜まったなどはあると思うが、砂丘地の地形変化は、既設の風車ではなかったと考えている。

委員 何かありそうな気がする。今は落ち葉の季節だが、ちょっとした障害物があった場合に、落ち葉の溜まり具合が全然違う。また、砂丘地についてもそういった報告がたくさんなされている。そのような観点で、現状はどうなの

かを伺った。

地形には変化がないことを前提にして、2番目の質問をする。先日の新聞の読者の声に、「メロンの栽培に配慮しているか」という趣旨の投稿があった。貴社の説明では、「既設風車については、現在も大きな苦情や問題もない」ということだったが、そのような声が挙がってくることに對して、どのように考えているか。

事業者

そのような声が挙がっていることは承知している。空中写真を見ると、対象事業実施区域の背後に松林が広がっており、その周辺で八竜風力発電所とは別の事業で保安林を伐採しており、それが少し影響していると思う。そのため、今回の事業ではその辺に留意して、秋田県の森林部局ともしっかりと調整しながら事業を進めることを確認している。

委員

気をつけるようお願いする。

バードストライクに関して詳細な調査結果が出ている。確認された死骸の状況を伺いたいが、バードストライクによる死骸であることの確認や確認の状況はいかがか。

事業者

死骸は、羽毛や骨の状態での確認がほとんどである。調査では、風車が建っているところの調査と合わせて、風車が建っていない北側と南側でそれぞれ同じような調査を行っており、その場所についても痕跡を確認している。主としては羽毛や骨であるため、不明なものもあれば、海鳥、アビやミズナギドリも結構多く確認している。風車が建っていない場所にも死骸が見つかることから、必ずしも見つかる死骸が全てバードストライクが原因だとは考えていない。海が前面にあることから、海で力尽きた鳥が砂浜に揚がる自然漂着死骸もあると、国の事業で確認している。そちらにも専門家がいて、そのような報告をして、必ずしもバードストライクに限定した事象ではないということが結論である。

委員

1枚の羽があれば、種類の特特定も可能である。骨格であっても同様である。例えば、打撲による骨折が見られる骨などが確認されると、何かにぶつかった死骸だと想定できる。しかし、ここに並べられている種類から見ると、今の説明のようにバードストライクによる結果だとは思えない。恐らく洋上で何かの原因で亡くなったものが流れ着いた可能性の方が大きいと思うが、トビのような内陸性の鳥もいるため、その辺はどうなのかと思った。

また、バードストライクに類した資料として、これをストレートに示すのはいかがなものかと思った。この結果だけが一人歩きすると、全てがバード

ストライクによるものだと受け止められてもおかしくない。吟味し、バードストライクと考えられないものは削除する資料の方が適切ではないか。

事業者 しっかり吟味して、整理して、今後のアセスメントの図書に反映したい。

委員 風車がないところでも死骸は結構あるのか。

事業者 今回の調査では結構確認されている。

委員 それは、調査範囲以外でも調べればそのような結果になるのか。

事業者 1件あたりの面積が同じ調査範囲を、全く風車がない北と南に設定し、単基あたりで見ると、風車が建っているところと建っていないところで、大きな差は見られなかった。そのため、思ったよりも自然漂着があるのではないかと考察している。

委員 このデータは、バードストライクは関係ないと考えてよいのか。

事業者 全てがバードストライクではないデータだと思っている。そのため、先ほど指摘があったとおり、もう少し吟味して、整理したい。

委員 死骸だけでバードストライクが起こった、起こっていないと判断する場合は、かなり大変な作業がある。いろいろな動物によって持ち去られる頻度の把握や、あえて死骸を置き、それがどれくらいで持ち去られるかの追跡調査など、実際にはしなければならないと思う。そのため、死骸調査だけではバードストライクと正確には評価できない。何かほかの方法を考えていないのか。

事業者 弊社が行っている事業の中で、国の専門家と情報交換しながら進めていたこともあり、今後は、その専門家に相談しながら、何か判断するよい材料がないかを検討し、アセスメントを進めていきたい。

委員 今のところはやっていないのか。

事業者 はい。

委員 バードストライクを含めて、例えば、画像をずっと撮り続けて、羽根に実

際に当たっている映像から判断するなど、いろいろな手段があると思う。当然費用はかかるが、検討していただきたい。また、資料の中にはコウモリに関して全然評価がないが、どうなっているのか。

事業者 鳥がこれだけ見ついているが、コウモリの死骸はほとんど確認されていない。1番南の風力発電機18号機で2個体確認されているのみである。

委員 配慮書の中では、コウモリについて調査をしないことになっている。

事業者 方法書の段階になると思うが、コウモリの調査は、バットディテクターを設けて、基本的に渡りの時期である8月下旬から11月頃をターゲットに調査を実施する予定である。

委員 今年の7月に、北海道の発電所で、絶滅危惧種に属しているコヤマコウモリがバットストライクによって死んだ事例があった。北海道の中でもコヤマコウモリが発見されたのは非常に珍しいことである。つまり、既存の文献には載っていないコウモリの種が存在する可能性もあり、既存の文献のスクリーニングでは出てこない可能性があるため、考慮して調査をしていただきたい。

事業者 方法書には意見を反映したい。

委員 ハクガンやシジュウカラガンも飛来することが記載されている。ただし、内陸を渡りルートとしており、海側は主な渡りルートに該当していないと記載されている。渡来や渡去のような大きな動きのときには、確かにこのとおりだと思う。しかし、アリューシャンやロシアなどで、学者が懸命になってハクガンやシジュウカラガンの保護に立ち上がっているため、数がものすごく増えている。現在では、その増えた数が、そのまま大潟村の方に来ている。かつては17羽または18羽しか来なかったハクガンの場合、今は70羽または80羽など、普通に入って来ている。恐らく、今後は100羽を超えていくことになると思う。シジュウカラガンについても全く同様である。そういう状況を考えると、避難場所として西部承水路などに避難するだけではなく、恐らく、海側の方に避難する場所を求めることも考えられることから、採餌場である八郎潟周辺から日本海の方に動くこともあり得ると思う。そうなったときに、風力発電機がどのように作用するかも注目したいと思っている。そのようなことも考慮して、これから調査していただきたい。

委員 これらの点を追加で調査をお願いします。コウモリも、調べればかなりの数

が飛んでいると思う。

委員 本事業においては、既設風車の撤去工事も環境影響評価の対象として検討するとのことだが、既設風車の撤去後、その場所に土台は残るのか。土台も撤去して、その後、例えば、植物を植えるなどの計画なのか。

事業者 現時点では、基礎のコンクリート部分は撤去するつもりであり、今後、工事会社と調整し、また、三種町のほか、いろいろなところに意見をもらいながら、基礎をどうするのか進めていく予定である。基本的には、基礎は撤去し、埋め戻しを考えている。

委員 ほかの事業を聞いていると、風車はおよそ15年を目処にリプレースされる傾向にあり、今回建て替えた風車も、恐らく15年くらいで交換されるのではないかと。そういうことを続けていくと、この場所がどんどん風車の跡地のようなもので埋まっていくのではないかと感じてしまう。1つ1つの工事としては、伐採の量などを最小限にするようだが、将来的にかなりの量が伐採される恐れはないのか。

事業者 保安林の伐採を最小限にする配慮をして、新設の風車の配置を検討している。リプレースがこれからどんどん続いたときに、基礎の跡がたくさん残ってしまうことについては、関係省庁と相談しながら、完全に撤去した方がよいという意見もあるため、その意見を取り入れながら検討したいと考えている。

委員 既設の杭は抜くのが前提だと思う。使い終わったものは、極端に言えばごみである。ごみを不法に置いたことになるのではないかと。基本的には相談することなく、事業者が撤去しなければならないのではないかと。

事務局 場合によっては不法投棄になるため、基本は撤去することになる。例えば、杭を抜くと地盤が崩れるなど、特別な理由があれば別だが、基本的には基礎杭を含めて撤去することになると思う。

委員 既設設備について、使用できるものはそのまま活用すると記載がある。この点は、「使えるところは使うが、使えないものは使わない」ということなのか、「既設のものをなるべく使う努力をする中で、使えないものは使わない」ということなのか。

事業者 既設の風車を撤去してから新設の風車を設置するため、風車の位置について、使える場所はそのまま使い、使えない場所は更地にする予定である。また、配電線と変電所は、今と同じ場所を使用し、送電線の電線は張り替えるが、電柱はそのまま使用する予定である。

委員 既設について、使わないとしたら撤去するということか。

事業者 そのとおりである。

委員 今あるものを全部使う、再利用するという意味ではなく、あくまで使えるものは使い、使えないものは使わないということか。

事業者 はい。

委員 風車を建てる時、地下へおよそ何mくらい杭を打つのか。杭は1本なのか、それとも多数なのか。また、あの辺は砂丘地帯だが、岩盤まで杭を打つのか。

事業者 確か、岩盤のところまで、奥行きが15mくらいの杭を8本から16本ほど打っている。これが18基である。今回新設する風車については、風車の構造審査をして、必要に応じて既設と同じような杭を打つことになる。やり方は既設と同じように、岩盤まで杭を打つことになると思う。

委員 岩盤までではなく、岩盤を貫いて何mか下まで打つのではないか。

事業者 そのとおりである。今、細かいデータは持っていないが、岩盤から下に数mの杭が入っている。

委員 事務局との事前の質疑応答で、既設風車の撤去も環境影響評価の対象とすると明言しているが、既設風車撤去のための配慮書はまた出てくるのか。

事業者 基本的には工事の一部と考えているため、今回の更新事業の工事の部分での予測・評価ということで、方法書以降に具体的な工事の概要を記載し、どのような調査・予測・評価をするのか説明する。

委員 配慮書を読むと、既設風車を完全撤去した後に、新設風車を建てることある。順番とすれば、最初は撤去する話が、次に新設の話が対で出てくると思ってしまう。しかし、そうではなく、撤去の話は少し遅れて出てくるということ

か。

事業者 そのような流れになる。

委員 撤去工事に熟度は必要なのか。

事業者 15mの深さまで打った杭をどのように撤去するのか、検討が必要である。

委員 本来は、それを検討し、配慮書に記載していただきたい。工事の計画熟度が低いために、配慮書では検討しないとなっているが、少し怠慢であると感じる。そこを考えて、新設の工事方法と、それによる予測を含めてもらわなければ、「撤去工事はどうなっているのか。」と言いたくなってしまう。

事業者 その点を踏まえ、方法書はしっかり検討し、提出したい。

委員 地下水の汚染や、汚泥の処理方法など、杭を打つときと抜くときは水関係の話が出てくるだろう。

委員 既設の施設を最大限活用すると話があった。今回新しく設置する風車の配置や構造などは未定という話だが、何故この段階で決定できないのか。例えば、方法書の段階でサイズが決まったら、それによって設置する位置も自動的に決まり、既設の施設がどれくらい活用できるかが自動的に決まり、選択の余地がなくなってくると思う。本来でいえば、この配慮書の段階で、このように新しいものができ、それを踏まえて新設の風車を置いた場合の、事前の配慮がなされるべきだと感じる。

事業者 1つは、風車メーカーがここ半年の間に風車を変えてきている。また、今回の審査会での意見を踏まえ、住民の声を聞きながら、風車のローター径や高さなどを選定しようと考えている。そのため、大体の大きさを示しているが、その中で適正な機種を選定しようと思っており、今の段階では選定しにくいということがある。既設のものは1.5MWだが、今はそういう風車はない。今の風車は、小さいものでも3MW以上である。そのため、同じ設置場所で同じ台数というのも、実際には既に風車がないために不可能となる。

委員 この段階では、特に位置が非常に重要な要素になると思うが、今回の予測では、既設の18本の範囲について予測している。今回設置本数が減るのは間違いないと思うが、その場合にもこの範囲を目いっぱい使う方向で設置する

考えなのか。例えば、北側にはかなり隣接して500mのところ住宅地があるため、本数が減るのであれば、北側に無理して建てる必要がないのではないか。方法書の段階になると思うが、設置位置の選定に関する方針があれば教えていただきたい。

事業者 住宅から近いところは、なるべく離す配置をし、ほかの要素もあるため、なるべく範囲を縮めていくのも1つである。また、環境に配慮した配置もあると思うため、十分に検討し、配慮しながら進める。

委員 メーカーが頻繁に風車を変えるところだが、そんなに頻繁に変わるのか。

事業者 秋田県内では、少し北側には他事業者の風力発電所があるが、その風車は850kWであった。その1年半後、弊社が2003年に設置した1.5MWの風車が、当時は最も大きいものであった。その後、2013年に1基増設しているが、それが2.5MWの風車である。また5年が経過し、3MW以上となっている。単機容量としては毎年のように大型化している状況で、日進月歩である。

委員 それでは、いつまでも風車が決まらないのではないか。

事業者 この段階では決めていないという理解をしていただきたい。風車の大きさもそうだが、住宅への距離など、検討していきたい。

委員 単純に4.2MWを10基などと決め、それに合わせていろいろな環境保全措置などを決めた方が簡単な気がする。

委員 配慮書の植生自然度の図について、植生自然度10の箇所が縦長に存在しており、ヨシクラスの植生となっている。その中に、植生自然度1が点在しており、造成地となっている。この造成地のところに風車が建っているということか。

事業者 はい。

委員 恐らく、既設の風車を建てる時にも、ヨシクラスの植生自然度10だったのではないか。その部分を改変し、既設の発電所を建てたということか。

事業者 植物に関しては、先行して調査を実施している。結果の整理に時間がかかり、配慮書に示すことはできていないが、現地で植生を確認した結果、ヨシ

クラスの群落は確認していない。既設の工事のときにも、恐らく成立はして
いなかったと考えている。

委員 第6回、第7回自然環境保全基礎調査植生調査によって作られた植生自然度
を示す図が間違えているということか。

事業者 恐らくそうだと考えている。

委員 造成地のポイントは、風車と一致しているように見えるが、いかがか。

事業者 配慮書段階であるため、これまで環境省が出している既存資料をベースに
まとめている。今後、現地の調査結果を整理し、環境植物についても配慮し
ていく。

委員 ここには植生自然度10のヨシ草原はなかったということか。

事業者 はい。

委員 既設の発電所で行ったはずのアセスの資料ではわからないのか。

事務局 法律で定められる前の案件であるため、義務はないが、自主的なアセスは
行っている。しかし、植物について評価したか把握していない。

委員 この植生自然度の図が正確なのかわからないが、事務局との事前の質疑応
答を見て、もし植生自然度10があったとしても、そこを更地にして造成する
のだという印象を持った。

既設の風車を撤去して、同じところに風車を建てる計画はないのか。土台
を全部撤去し、同じところに風車を設置することは難しいのか。

事業者 新設の風車はローター径が少し大きくなるため、海岸保全区域に羽根が出
ないように配慮することから、既設の風車の位置にそのまま置くのは難しい
と思っている。

委員 風車は道路構造物ではなく、建築構造物であるため、建築基準法が適用さ
れると思う。今ある杭で耐震性が弱い風車を建てれば、違法な建築物となっ
てしまう。要するに、レベル2地震動にも耐えられるなどの基準を満たすこと
ができないため、建て直す必要があるのだと思う。

委員 既設の風車が終わったからそのまま放置し、次は別の場所を掘り下げるなど進めるよりは、既設の風車の場所を掘り下げて新しいものを建てる方がよいと考える。

委員 そのことも一緒に検討していただき、どちらが安く済むのか、環境に影響を与えないのかも考慮しながら配慮いただきたい。

配慮書に記載されている総合的な評価について、例えば、動物に対して、今後の配慮事項では、「動物への影響の程度を適切に予測及び評価した上で、適切な風車配置を検討する。」とある。植物に対しても、「植物への影響の程度を適切に予測及び評価した上で、適切な風車配置を検討する。」とある。全ての項目に対して、適切な風車配置を検討すると記載がある。結局、これでは風車の位置は決まらないのではないか。動物に対しても、植物に対しても、景観に対しても配慮するとすれば、最終的にはどのように風車の配置を決めるのか。例えば、動物に対してはこの配置がよいが、植物に対して悪かったらどうするのか。あるいは、ほかの項目に対してはよいが、景観上に悪いとなれば、どうするのか。

事業者 今後、手続きの中でいろいろな意見を受け、現地調査も行い、その結果を踏まえて、ある程度の方向性が出ると考えている。

今回、三種町から、地域の景観の資源になっているという意見があった。八竜の風力発電は古くからの発電所であり、地域の方は「おらが町の風車」という認識を持っており、そのことはアセスメントを進めるにあたり、重要視している。植生や鳥についても必要な調査を行い、支障がないか確認した上で、綺麗な配置を検討していきたい。

委員 配慮書を読む人からすれば、結局は決まらないのではないかと感じてしまう。また、この配慮書には、風車の配置のみで、機種や大きさなどは一切記載していない。最初の方ではこれから検討すると記載があるが、最後の総合的な評価では、全く検討されていない。

別の話だが、男鹿市長から電波障害の検討について要望が出ているが、これに対してはどのように考えているか。

事業者 電波障害については承知している。事業者として、自主的にやるつもりであるため、方法書では男鹿市長の意見を踏まえて、調査項目としてその他の項目の中に電波障害を入れる。現地でテレビ電波の受信実態を調査し、関係機関へのヒアリングをして、テレビの映りが弱い地域がないかを、今後のア

セメントで確認する。

委 員 既設の風車で電波障害は発生しているのか。

事業者 地元の三種町にいるが、八竜の風車で電波障害はないと考えている。

委 員 今回更新したとしても、基数は少し減り、場所もあまり変わらないため、感覚的にはほとんど影響はないということか。

事業者 変わらないと思っている。少し懸念されることは、風車が若干高くなることだが、電波の観点からはあまり影響がある高さではないと思っている。

委 員 男鹿市長からの要望であるため、検証をお願いします。

事業者 先ほど、機種などが決まらないという話をしたが、電力会社に対しての連系容量が決まっておらず、例えば、それが36MWであれば、おのずと9基と決まり、28MWであれば7基と決まる。そのため、スタート時点が決まっておらず、このような状態となっていることを、理解していただきたい。

委 員 それならば、何故最初に電力会社と協議してから、環境アセス手続を進めないのかと言いたいところである。

事業者 電力会社で東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスを検討しており、12月以降でなければ受け付けてもらえないからである。

委 員 その後でも遅くないのではないか。

事業者 その後になれば、申請などの手続きが遅れてしまう。

委 員 本日出された意見を踏まえ、知事に答申することとする。

(2) 諮問第6号。(仮称) 秋田洋上風力発電事業 環境影響評価方法書について

委員	委員からの事前質問及びその回答に対して、意見があればお願いします。
委員	魚礁関係は、恐らく港湾空港課はほとんど関係していないと思うが、関係があるのは市町村と水産漁港課である。並型魚礁は耐用年数が30年くらいあるため、それなりに配慮は必要だと思う。 方法書には、複数ある内水面漁協のうち、鹿角市河川の1漁協しか記載がなかった気がする。
事業者	内水面漁協の会長にはすでに説明をしており、今後も事業の進捗に合わせて状況報告をし、どのような形で内水面漁協の方々に周知をするべきかについて、引き続き指導を受けながら対応していく。
委員	かなり心配をしているはずである。
事業者	引き続き内水面漁協の会長の指導を受けながら、適切な対応をとっていく。
委員	魚類の調査は、刺し網調査を実施する計画であるが、その調査で把握できる魚類はほんの一部であるため、漁獲量や年間の漁獲状況の詳細データを確認する方が、この海域を表現するにはずっと有効だと思う。そのため、漁獲量については、県水産振興センターに問い合わせさせていただきたい。
事業者	現在はまだ問い合わせしていないが、準備書までに記載したい。公開してよいということであれば公開し、非公開であれば提供できるということであれば、審査資料として提示することを検討したい。
委員	対象事業実施区域について、沖合い側は水深30mということではなく、共同漁業権のラインではないか。
事業者	そのとおりである。
委員	各論に入る。先ほどの事務局の説明では、発電所の出力が、配慮書から方法書で変わったことを後ほど説明するということがあったが、いつ説明するのか。
事務局	事業実施想定区域と対象事業実施区域との比較図を示した上で、説明をし

たつもりである。

委員 騒音・振動について質問をさせていただく。方法書で風力発電設備の出力範囲が4,200kWから9,500kWとなっているが、事業者が想定している風力発電設備の候補はいくつあるのか。

事業者 機種のことか。メーカーのことか。

委員 同じ出力でもいろいろメーカーがあるということであれば、そのことも含めて説明していただきたい。出力として考えている範囲の中で、4,200kWもしくは9,500kWの2つなのか、4,200kWと9,500kWの間がコンマではなく波線になっているため、いくつか候補があるのか。

事業者 現在のところ、4,200kWと9,500kWの機種で検討を行っている。メーカー等についてはまだ確定していない。

委員 風力発電機の機種が、最終的に風力発電設備がこの区域内でどのように配置されるかに恐らく関係すると思うため、1基あたりどのくらいの出力で、どういう配置になるのかを、どのくらいのケース考えているのかを教えてください。

要望であるが、今後この事業の風力発電設備から出る騒音を予測することになると思うが、準備書の時点で機種と配置が決まっているのであれば、それで予測をしていただきたい。もし準備書段階で機種と配置が決まっていなければ、これだけの規模であるため、それぞれの機種で配置ごとに予測をしていただきたい。多くの場合は、騒音が比較的大きくなるであろう機種を選び、配置したときの騒音を予測するというのを、これまでの事業者はしていたと思うが、選ぶ機種によって基数が大きく異なるため、1つのケースだけではなく、考えられ得る、理想的に言うとなすべてのケースで騒音の予測をしていただきたい。それが1つである。

また、知事意見でも累積的な影響を検討してほしいと述べられているが、方法書に記載のとおり、現在稼働している発電所、これから稼働する予定の発電所が多数あり、現在稼働している風力発電所に関しては、稼働している状態でその場の環境騒音がどの程度かを考慮し、また、これから稼働する発電所で、この事業よりも先に稼働するであろう発電所は、そこに設置される風車がどの程度の音を出すのかを考えると、そのあたりをととても懸念している。そこをどの程度考慮するのかが、騒音に関する累積的な影響をどの程度考えるかに関わってくると思うが、そのことについて、事業者がどの

程度の予定や見通しを持っているのか聞かせていただきたい。

事業者 4,200kWの場合、9,500kWの場合、といったように、準備書段階ではなるべく配置を提示したいと思っている。万が一、間に合わない場合には、4,200kWを採用した場合の理想的な配置があるため、そのような配置をした場合を想定して、評価をしたいと思っている。4,200kWを採用した場合と、9,500kWを採用した場合で、風力発電機を配置するとこういう状況になるという予測・評価を行っていくようにしたい。

委員 もし機種などが決まっていない場合は、4,200kWの場合だけで予測するということか。

事業者 そうではなく、9,500kWの場合も、どのような配置になるのか、計算上で示したうえで、両案について提示する。

委員 そのための条件としては、どちらの場合になるにせよ、配置が決まっていることが前提ではないか。

事業者 はい。

委員 そのようなことも踏まえて願います。

事業者 2点目について、陸上と洋上の計画を全部で23事業、この地域における他事業者の計画を含めて方法書に記載している。この中で、陸上案件については、ある程度は稼働している風力発電所になっているため、稼働時の状況を調査し、累積的な影響を検討していくことになると思う。また、洋上風力発電事業も何案件か入っている。このことについては、公募ということになるため、同じ地域で環境アセスメントを進めているが、最終的には入札で1事業者に決まると考えている。場合によっては2事業者になることもあるため、入札結果に基づいて、他事業者の配置案等が出れば、そのことも含めて検討する予定である。

委員 念を押したいが、他事業者でこれから発電所を建設する場合には、その時点では風車が建っていないため、そこから出る騒音を何らかの形で予測しなければならない。貴社から見て、他事業者が出す風車の騒音を予測しなければならないことが考えられるが、できる限り予測するということでよいか。

- 事業者 はい。しかし、他事業者から機種や配置等が提示されない場合、どうしても予測はできないが、準備書や評価書としてまとまっていれば、公開されているデータ、資料であるため、そういうところから取り入れて検討する。
- 委員 累積的な影響を予測できるかどうかは、不確定の部分もあるということか。それは知事意見に答えていることになるのかということも、私は問題だと思う。事業者としては何もできない、どうにもならない部分もあるだろうと思うが、可能であれば事務局等の協力を得て、できる限り累積的な影響を予測・評価できるようにしていただきたい。この点に関しては、事務局ではどのようなことができ、どのようなことができないことになるのか。
- 事務局 他事業者の図書のデータを提供できるかという話かと思うが、その図書を作った事業者の協力が得られるのであれば、もちろん提供してよいと思う。事務局として、提供してよいかという問い合わせを事業者にすることは可能だと思う。しかし、その結果、図書を提供できないということになれば、なかなか難しいが、極力、事務局としては提供していただくような働きかけをすることはできると思う。
- 委員 確かに知事意見では、累積的な影響について検討すること、と述べられている。また、経済産業大臣も、累積的な影響の検討について述べている。それに対して事業者は、他事業者との情報交換等に努め、情報収集等に努めると見解を述べている。
- 事業者 基本的にはやる予定であるが、先ほど事務局が回答したとおり、情報が公開されないとできないため、他事業者にお願いをして、努力はするということである。
- 委員 事業者見解では、他事業者との情報交換に努める、となっているため、かなり努めるのだろうと、私は期待している。
- 事業者 情報を出し合うように努める。
- 委員 今回に限らず、同じところに風車を建てるために、別の事業者が同じようなことをやっているが、どこかの事業者がやり、データをみんなで使えばよいと感じる。
- 事業者 環境アセスメントについては、公募の1つとして、どの辺まで進んでいるの

かも評価の対象になっているため、各事業者が実施している状況である。

委員 知事意見、経済産業大臣意見の累積的な影響に対して、事業者は積極的に行うと回答をしているが、今後の調査計画書を見ると、そのようにはなっていない。累積的な影響の予測をやるかやらないかは、これから判断すると記載しており、騒音、低周波音、風車の影、動物、景観の各項目について、やれるかやらないかは今後検討すると記載している。具体的にいうと、例えば、方法書の選定理由の下に、「他事業の計画の熟度及び公開される情報を踏まえて、実施の有無を判断する」と記載し、実施するかしないかをそこで判断するとしているが、経済産業大臣への回答には、やる、となっている。

事業者 公開された事業計画が、予測に足る条件であれば、もちろん実施するが、そこまで開示されない場合には難しいという意味を含んでいる。データが公開されて、予測ができる状況にあれば、累積的な影響を予測する。

委員 こういう書き方では、そちらにはやると回答しながら、こちらには条件つきでやると回答しているように感じてしまう。

事業者 方法書の記載については、知事意見への回答の記載と合わせる表現に変える。そちらが正で、選定理由のところには、できる範囲でやるという意味で記載したつもりだったが、誤解を招く表現だったため、新しい文案を検討する。

委員 知事意見、経済産業大臣意見の回答に沿った文章にしていきたい。そして、そのような累積的な影響の調査もやっていただきたい。

委員 騒音の調査内容について、施設の稼働に伴う騒音は、等価騒音レベルと時間率騒音レベルを測定すると記載しており、時間率騒音レベルの中に L_{A90} と記載しているが、これはどういうことか。仮に、風力発電設備の出す騒音が大きければ、レベルの高いものであれば、その影響は、時間率騒音レベルの90という、ピークに近いところの方に行くと思う。しかし、これは環境騒音であるため、どちらかという測定されたレベルの底の方を押さえようという意図なのか。時間率騒音レベルとして L_{A90} を測るのは、何かしらの手順に則っていることなのか。

事業者 マニュアルにおいて、時間率騒音レベル L_{A90} プラス2dBを残留騒音として設定するとあるため、 L_{A90} を測定している。

委員 ピークやL₅などは押さえなくてもよいということか。

事業者 そうである。ピークについては特に規定がない。時間ごとに測定値は出るため、確認はできるが、残留騒音として考慮する値ではないと考えている。

委員 承知した。

委員 改めて確認するが、資料の中で、4,200kWの場合は172基、9,500kWの場合は76基と記載しており、このどちらかということによいか。例えば、172基だと、対象事業実施区域の中に、全て配置するということによいか。

事業者 そのとおりである。

委員 76基の場合はどうなのか。

事業者 考え方は同じである。風車が大きくなるため、風車の間隔を広げなければならない。そのため、この海域に入る可能性があるのは、4,200kWであれば172基だが、9,500kWの場合は76基という基数になるだろうということである。要するに、基本的に離さなければならない距離を考慮し、3D、10Dということを見ると、どちらでも考え方は同じである。

委員 対象事業実施区域の中にうまく配置できるのか。

事業者 単機出力が大きくなると大きくなるだけ、風車の間隔を広げなければならない。

委員 風車の規模については、先ほどはどちらの場合になってもよいように、騒音に関しては予測・評価するということがあったが 魚類に与える影響や景観など、全ての項目に対して、2つのケースで予測・評価を行うということか。

事業者 大きい方で行う。

委員 大きい方なのか。

事業者 基本的には、騒音については大きい方で行う。

委員 先ほどは両方の場合で予測・評価をするということだったが。

事業者 検討やその中では、両方の場合において数値はこうなるというものを出す。

委員 例えば、景観ではいかがか。

事業者 大きいもので考えている。高さが大きくなっていくため、視野角の大きい方が大きな影響になると考えている。

委員 大きさだけではなく、感覚的に、数が170基もある場合と、大きくしても76基しかない場合では、全然話が違う気がする。両方やらざるを得ないのではないか。

事業者 決まらない場合はそういうことになると思うが、準備書段階ではある程度、機種等を決めるつもりである。その段階で単機出力が4,200kWの計画なのか、9,500kWの計画なのかは、はっきりしてくるため、このような4,200kW、9,500kWという記載は、風車の大きさが決まれば必要はないと思っている。

委員 決まらない場合は、全ての項目に対してどういう影響があるか、2パターンで予測・評価するということか。

事業者 そのとおりである。

委員 本案件は方法書であるため、方法書の中に2パターンで予測・評価をやることを記載する必要があるのではないか。

事業者 準備書の段階において、まだそういうものが未確定の場合は、ということだと思う。未確定の場合は、両方やるということを、方法書に書くこと、ということか。

委員 先ほどの話だと、最も影響が大きくなる場合をやるということではなかったか。

事業者 風車が未確定の場合はそういうことになるが、準備書の段階で、確定していれば片方で行う。

委員 先ほどの話は、風車の環境に与える影響について、1番悪い条件のものを予

測するという事だった。

事業者 はい。方法書では、影響が大きくなると考えられるところで、範囲、調査地点等を定めているため、準備書段階で未確定であれば、そのように出すことになると思う。

委員 現時点では未確定であるため、2種類で予測すると考えてよいか。

事業者 はい。ただ、準備書段階で未確定だとすると、経済産業省の顧問会においても、未確定で審査ができるのかと言われるため、ある程度詰めていくつもりである。

委員 お願いします。

委員 先ほどの騒音の議論の中で出た話であるが、事業者の見解では、既設の風力発電施設の音を含めた現況音をベースにし、そこに本事業により発生する音を合成することで、いろいろな予測をするとある。つまり、現在は2種類の風車を検討しているようだが、その個々の風車について、どのような音を出すのかということは、もうわかっているのか。

事業者 その段階では、メーカーからそういう騒音のデータをもらい、それを使うことになる。そのため、その段階では、この機種を使うとこうなるというものを出すことになると考えている。

委員 では、メーカーは、発生させる音のスペクトル等を既に持っているということか。

事業者 はい。

委員 承知した。

もう1つ質問だが、累積的な影響について、他事業者と協議・調整するという事だった。他事業者にデータ提供を求めるからには、貴社も求めがあればいろいろな情報を提供するという事でよいか。検討していろいろなことをやり、いろいろな予測をすることだったが、他事業者からそういうものを提供するように依頼されたら、貴社は提供するという事でよいか。

事業者 依頼された場合、弊社の配置や機種が決まっていなければ、まだ提供する

ことはできない。すなわち、今の段階で全て提供できるかと言われると、まだ機種も決まっていないため、相手に提供することができない。それが決まっていれば、提供することができる。

委員 決まっていれば、提供することができるということでしょうか。

事業者 はい。

委員 承知した。

委員 水環境についてお聞きする。説明資料の中で、水質の水の濁りは、最終的に拡散予測計算シミュレーションをすると記載がある。水質のデータは、春夏秋で複数点取るということだったが、シミュレーションに必要な流況は、文献その他の資料調査ということで、既存の資料で十分だと記載されているが、この既存のデータとはどのようなものか。しっかりと質の保証が得られる資料があるのか。

事業者 名称までは思い出せないが、公的などからその場所のデータを買い取ることで、既存データを収集することを検討している。

委員 春夏秋に水質のデータを取るということだが、流況のデータもその時期に対応していないと、結局、シミュレーションの精度はすごく落ちてしまう可能性があると思う。仮に、そのような流況のデータが揃わない場合に、現地調査をやることは想定していないのか。購入するデータは、十分そのような質が保証されるものなのか。

事業者 将来的には、海の中にブイを浮かべて調査を行うことを考えている。それが設置されれば、その辺の調査も一緒にできるため、実施を検討したい。

委員 そうすると、基本的には資料がない場合には、現地調査もやるという理解でよいのか。

事業者 現地調査というより、ブイを浮かべることによってデータを取ることができると思っているため、一緒に取ったデータを使うということである。

委員 承知した。方法書の記載だけ見ると、既存のデータだけからと読んでしまったため、別途データが得られるということでしょうか。

事業者 今設置を考えているものの中には、そのようなものも含めて調査できる機器を使う予定である。

委員 承知した。

事業者 万が一、そのデータが使えないことになれば、また別の方法を考えなければいけないと思っている。

委員 方法書の中に、変電所について記載があるが、その位置がどうしても気になる。この場所は、浅内沼の西側の陸地ではないか。

事業者 この辺りということで、今考えている。

委員 この浅内沼の西側の湿地で、湿地環境を保全するための生態系の上位を占めるチュウヒという鳥が繁殖しているはずであるが、近いのが気になっている。あまりに近すぎるので、変電所を建てる場所が湿地の部分なのか、もう少し湿地からはずれたところかもしれないが、チュウヒの行動範囲に入ってしまう感じがしている。ここだと、恐らく影響を受けて、チュウヒの繁殖がストップしてしまう可能性があるため、その点に是非配慮していただきたい。

事業者 方法書に記載しているのは候補地点であるため、チュウヒがいるとなれば、変更するなり、今後の調査の中で位置を決めていきたいと思う。

委員 同じく、そのすぐ近くにある連系設備候補地点に関しても同様であるため、併せて考えていただきたいと思う。

事業者 連系設備候補地点というのは、電力の鉄塔に電線を繋ぐだけであるため、そこに連系用の建物を建てるものではない。電線を持っていき、そこで向この鉄塔に繋げる位置だという理解をしていただきたいと思う。

委員 チュウヒの繁殖期間は長く、工事に関わって影響が出る可能性もあるため、そのことも含めてどうか考えていただきたいと思う。

事業者 今後、電力会社との協議の中で、どこであれば受けることができるのか出てくるため、電力会社と相談しながら決めていきたいと思っている。

委員 電力会社との相談も必要だろうが、チュウヒのことも優先的に考慮していただきたいと思う。

事業者 1点補足であるが、専門家ヒアリングでも、チュウヒが営巣しているという意見をいただいております、このアセス調査においても猛禽類調査を実施する予定である。その定点調査はその辺りに設定しているため、チュウヒの行動状況等も確認に努めていきたいと思う。

委員 方法書の中にもチュウヒという単語はどこかに記載しているのか。

事業者 専門家ヒアリングのところに記載している。

委員 承知した。

委員 植物について、調査地点として10m、20mの水深と、海藻草類調査側線という黄色の線が引かれており、風力発電機の設置対象区域だけを調査することになっているが、海という環境を考えると、この区域の中に70何基、もしくは170何基の風車が建つと、それよりもっと海岸手前側の区域にも、当然砂の移動や水の移動、流速などの影響が出ると予測されると思う。そうすると、この海岸側の植物、藻類、もしくは動物等の生育にも当然影響が出ると予測されるが、この場所の調査を行う考えはないのか。

事業者 海藻草類の話だと思う。海藻草類については、藻場、海藻が生育する環境が大体20mくらいまでというところで考えており、10m、20mのところ、専門家ヒアリングも踏まえて決めている。一方、海岸付近の砂のところに調査地点がないということだが、こちらは植物ではなく動物になるが、例えば潮間帯生物は、浅いところにもラインを引いており、調査を実施する予定にしている。

委員 潮間帯生物、ハタハタの調査地点には設定されているが、海藻草類についてはいかがか。

事業者 いただいた意見を踏まえ、可能な範囲で目視観察も行うため、併せて可能な範囲で海藻についても確認することは検討したいと思う。

委員 是非検討していただきたい。

委員 今の話と関連するが、方法書には、蛸集効果について回答している。洋上風力発電機が設置された場合に、その基盤になるところが藻場に転化していくことに関連した回答だと思うが、せっかく洋上にそのような建築物を建てるため、そこが藻場になるように、蛸集効果が発揮できるように建てていただければありがたいと思っている。ただ、そこが藻場になって、蛸集効果があった場合に、当然ながらプラスマイナスの要素が出てくると思う。バードストライクなどの逆効果も可能性として出てくるが、少しでもプラスに転化するように、そのような配慮もしていただければ大変ありがたいと思う。

委員 モノパイルの基礎部分に、石などを置けば藻場ができるということか。

事業者 昨日も長崎県でやっている実証試験機を見てきた。そこを見ても、タワーの水の中に入っている部分に藻が付いて、そこが藻場になっており、そこに魚が集まっている状況だったため、タワーそのものや、長崎の場合は浮体式なので、鎖に海藻が付いているということで、そこが魚の住み家になったり、エビの住み家になったりということである。設置してすぐは無理だと思うが、1、2年してくるとそういうものが出てきて、そこが藻場になってくるという説明を、実際にビデオを見て、そういうことでこのようになっているということも見てきたので、長崎県では藻場ができて、秋田県では藻場ができないということはないと思うため、同様の形にできると思っている。

委員 そこは期待している。
それでは、廃棄物や景観に関してお願いします。

委員 高さ最大200mに達する風車を、多数建てるということで、冬場の風を遮る効果があると思う。そうすると、大きな気流の変化が結構起きるのではないかという気がしている。雪の降る場所が変わることが、もしかしたらあり得るかもしれないと思っているため、そういう点についても、考えに入れておいていただきたい。

事業者 弊社は、陸上でも、六ヶ所村等においては一列だけではなく、いろいろな形で配置しており、気流が変わってしまっても風が吹かなくなったことは、今のところ風車を建てたことによっては出ていない。先ほど対象事業実施区域の中に何基の風車が入るかというのが、そのように1度乱れた風が元に戻り、次の風車を置く、という配置で考えているため、風は1度乱れるが、その後は元に戻るということである。

委員 乱れるというより、全体として見ると、風車のところでスピードが少し遅くなり、下流へ流れていくことになるため、その上流側では少し圧力が上がることになると思う。そうすると、逃げ場がなく、両側はよいが、真ん中辺りの風は上に逃げるしかなくなり、そこで上昇気流が起きるのではないかと考えてしまう。200mというと、空中と言ってよいくらいの高さになっているため、そのようなことで、大きな風車をそれだけ建てるとなると、配慮していただきたいと思う。

委員 羽根に付いた氷の塊は、冬場などはかなり遠くまで飛ばされると思うが、そのような検討はしているのか。

事業者 雪の塊がタワーに付いたりして危険な場合には、風車を止めることも、陸上では行っている。やはり、雪の塊が飛んでも、1km、2km飛ぶということはまず考えられないため、民家、民地、陸上までそれが飛ぶことはないと思っている。

委員 船に当たることはあるのではないかと。能代港に出入りする船が、真ん中を通るため、その距離も考えないといけないのではないかと。

事業者 今はまだ風車は検討段階であるため、核心の答えは言えないが、羽根にヒータリングシステムが搭載されている風車もある。そのような風車の場合だと、寒冷地仕様になっており、着氷することはあまりないと思っている。

委員 景観の話だが、八峰町側から男鹿半島を見ると、眺めがよいところであるが、その目線上に風車が建つ形になる。住民の意見を見ると、それはけしからんと、絶対やめろという意見が結構あった。住民全員が納得するわけにはいかないと思うが、多くの人が納得する形で進めていただきたいと思う。

委員 フォトモンタージュをとって、やはり気になる角度だと、基数を減らすことや配置を変えるという可能性はあるのか。

事業者 可能性はあると思っている。

委員 かなり優先度が高くなるのではないかと。

事業者 秋田県では、洋上風力発電事業ができる場所が決まっている。もっと沖の方へ行くことができれば、そこは離れていくが、やはりこの中で計画してい

るため、全体的に全部が満足いく形は難しいと思っている。

委 員 視野角から言えばどうか。

事業者 このエリアがあつての計画であるため、やはりそういう中で計画しているため、その辺については、将来的には事務局と十分調整したいと思っている。

委 員 検討をお願いします。

住民意見に対して、ハタハタに特化した調査を行う予定としていると記載があるため、確認したが見つからなかった。どこに記載しているのか。

事業者 方法書に、ハタハタの卵塊、ブリコと、ハタハタの稚魚という記載がある。また、基本的な手法の部分にも、ハタハタについて記載している。

委 員 これが特化した調査や方法なのか。あくまでも普通の魚種に対してもやっている調査のようで、特化したという感じはしなかった。

事業者 通常はこのような調査は入っていない。今回、専門家ヒアリングをし、このように目視で観察するとよいと意見をいただいたため、それに基づいて、この2点については調査を追加して記載している。

委 員 年によって数値は大きく変わるだろうから、数年やらなければ特化した調査にはならないような気がする。

事業者 そのあたりは現地調査を実施し、また、専門家ヒアリングも踏まえて検討したいと思う。

委 員 資料に記載のあるブリコの調査側線は、専門家の意見を踏まえているのか。

事業者 はい。

委 員 海岸線は全部砂浜域であり、海藻がほとんどないとすると、ブリコの調査はできるのか。

事業者 一応、調査地点については、細かいところも見ていただいた。

委 員 消波ブロックでもない限り、恐らくハタハタのブリコはホンダワラ類とい

う海藻に産みつけられるため、ここではハタハタのブリコは観察されないと思う。実際に、能代近辺にも結構ハタハタが来ている。そのため、ブリコを産みつけるとすれば、むしろ対象事業実施区域の真ん中辺りになるかと思う。

事業者 専門家からも同様に、まずは海藻、ホンダワラ類が生育している場所を確認する必要があるという意見はいただいている。

委員 いずれこのラインでは、消波ブロックでもない限り海藻は全くなく、浅い調査側線の辺りというのは、ほぼ期待できないと思う。

事業者 承知した。

委員 再度検討をお願いします。調査地点は、専門家がここだと言ったのか。

事業者 暫定の調査地点を見せ、この地点にした方がよいなどの指導を受けたが、先ほど委員から意見をいただいたので、再度検討する。

委員 複数の意見を聞いて、検討していただきたい。
本日出された意見を踏まえ、知事に答申することとする。